

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
土曜日も
日曜日も
お休み
です)

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険医療機関の指定(保険課)
 - 保険薬剤師の登録(シ)
 - 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
 - 土地改良区の役員の就退任(二件)(シ)
 - 県営土地改良事業計画の変更(シ)
 - ふ化業者の登録(畜産課)
 - 木材業者の登録の変更(林務課)
 - 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- ◇ 選管告示
 - 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示
 - 鳥取県指定保護文化財の指定(文化課)
 - 鳥取県指定無形民俗文化財の指定(シ)
 - 鳥取県指定天然記念物の指定の解除(シ)
 - 鳥取県指定保護文化財等の指定の一部改正(シ)
 - 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第三百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立精神保健センター	鳥取市江津三二八一	平成六年四月一日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	〃
菅村内科医院	米子市東福原二四八一	〃
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	〃
境港日曜休日応急診療所	境港市上道町三〇〇〇	〃
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	〃
名和町国民健康保険直営診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇一	〃
松下歯科医院	鳥取市栄町七六三メルヘンビル2F	〃
矢富歯科医院	米子市夜見町二二三九	〃
木山歯科クリニック	米子市夜見町三〇四六一	〃
ひまわり歯科医院	境港市外江町二四五五	〃
森脇歯科医院	境港市中野町一八九三一	〃
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一	平成六年四月二日
高森内科クリニック	鳥取市栄町七〇八	平成六年四月八日

三宅医院	鳥取市大杵三九〇―二四	〃
永見医院	米子市久米町二八四―二	〃
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	〃
吉沢歯科医院	気高郡気高町新町三丁目八一	〃
太田医院	米子市東町三〇五	平成六年四月十日
石川内科医院	米子市義方町一四―五	平成六年四月十一日
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八一―一	〃
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	平成六年四月十四日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	平成六年四月一日
有限会社 つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃
有限会社 フォルテシモ	米子市西福原一六六九―二	〃
鳥田薬局	米子市東倉吉町六四	〃
鳥取県薬学総合センター 倉吉薬局	倉吉市南昭和町一七	〃
境中央薬局	境港市上道町三三―七	〃
有限会社 徳吉薬局	鳥取市吉成南町二丁目二七―九	平成六年四月二日
有限会社 貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	平成六年四月十日

鳥取県告示第三百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
内藤 芳江	鳥葉第八七五号	平成六年三月三十一日

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業石見地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年四月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 米 田 義 人 東伯郡東伯町大字大杉六三七

平成六年三月一日就任 任期平成九年一月十三日まで

鳥取県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 引 田 鉄 一 東伯郡北条町大字江北九一

平成六年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 森 幹 夫 東伯郡北条町大字江北七〇一一

平成六年四月一日就任 任期平成八年十月二十三日まで

鳥取県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 武 倉吉市鴨河内二五二〇一一

栗原 武雄 倉吉市鴨河内一六三七

石賀 堅治 倉吉市福山二三四

石田 正二 倉吉市石塚二四七

箕原 影明 倉吉市上古川三四六

牧田 義夫 倉吉市上古川二七四一一

太田 光紘 倉吉市蔵内九七

楠本 哲夫 倉吉市小鴨三五一

森 利明 倉吉市小鴨五九〇一三

渡辺 節利 倉吉市中河原五七五

増井 節雄 倉吉市北野四八四

浅田 和之 倉吉市生田四一六七七

増田 高德 倉吉市丸山町四七七一一

前田 勉 倉吉市福守町五五五

平成六年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 武 倉吉市鴨河内二五二〇一一

- 〃 森 克己 倉吉市鴨河内二二一六
- 〃 石賀 堅治 倉吉市福山二三四
- 〃 山根 哲男 倉吉市石塚二二二
- 〃 箕原 影明 倉吉市上古川三四六
- 〃 牧田 義夫 倉吉市上古川二七四一
- 〃 太田 光紘 倉吉市蔵内九七
- 〃 松本 祥夫 倉吉市小鴨九七八
- 〃 森 利明 倉吉市小鴨五九〇一三
- 〃 渡辺 節利 倉吉市中河原五七五
- 〃 増井 節雄 倉吉市北野四八四
- 〃 浅田 和之 倉吉市生田四一六七
- 〃 増田 高德 倉吉市丸山町四七七一
- 〃 西村 勲 倉吉市西倉吉町五一八
- 〃 前田 勉 倉吉市福守町五五五

平成六年四月六日就任 任期三年

鳥取県告示第三百七十四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
第三号	平成六年四月十二日	東伯町農業協同組合 東伯郡東伯町大字徳万五五八一	東伯町農業協同組合孵卵場 東伯郡東伯町大字杉下五〇四一一

鳥取県告示第三百七十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
鳥本第18号	平成5年4月1日	株式会社 鳥取木材市場 代表取締役 山根 節 夫	代表者の氏名	山根 節 夫	土階下 榮典	平成6年3月22日

鳥取県告示第三百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字上割三三九六の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

平成六年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年四月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一日時 平成六年四月二十日（水） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題

鳥取県選挙啓発市町村ブロック研修会実施要領及び市町村明るい選挙推進協議会育成事業実施要領の一部改正について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

彫刻の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造薬師如来立像 木造阿弥陀如来坐像	一 軀 一 軀	大日寺 前集落	倉吉市桜三五四 西伯郡大山町前三四	倉吉市桜三五四 大日寺 西伯郡大山町前三四 前公民館

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

民俗芸能の部

名 称	所 在 地	保護団体
江波の三番叟	八頭郡用瀬町大字江波	江波三番叟保存会

鳥取県教育委員会告示第十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定を解除するので、同条第三項において準用する同条例第五条第二項において準用する同条例第四条第三項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

天然記念物の部

名 称	員 数	所 有 者	所 在 の 場 所
落折のイチイ	一本	落折財産区	八頭郡若桜町大字落折三五

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和三十九年三月鳥取県教育委員会告示第九号（県指定保護文化財等の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
花倉山のヒノキツクシ シヤクナゲ群落	名 称	花倉山のヒノキツクシ シヤクナゲ群落	花倉山のヒノキツクシ シヤクナゲ群落

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年四月十九日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CRカ士 I	株式会社三共
〃	フイバーUFO II	株式会社三共
〃	アレッタス	株式会社まさむら遊機
回胴式遊技機	ドラゴソーム	日活興業株式会社